

# 処遇改善は10月以降も補助金の仕組みを踏襲

～令和4年度 臨時の介護報酬改定を分科会で了承～

## 第207回社会保障審議会介護給付費分科会

2022年2月7日（月）13：30～15:30（オンライン会議）

2月7日の介護給付費分科会は、10月以降の処遇改善のため臨時に実施する「介護報酬改定に関する審議報告(案)」が示され大筋で了承されました。基本的に介護職員処遇改善支援補助金の仕組みを踏襲します。また「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査の進め方及び実施内容」と「令和4年度介護事業経営概況調査」の実施内容が報告されました。

### 1. 令和4年度介護報酬改定に関する基本的な考え方（処遇改善のための臨時改定）

#### ①加算の対象（取得要件）

- ・これまでの介護職員処遇改善加算等と同様のサービス種類
- ・現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得している事業所を対象とすること
- ・加算額の3分の2以上はベースアップ等の引き上げに用いること

#### ②加算率の設定

サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとに介護職員の数に応じて設定すること

#### ③事業所内における配分方法

事業所の判断により、介護職員以外の職員の処遇改善に収入を充てることができるよう、柔軟な運用を認めること。事業所内の配分方法に制限を設けないこととする

### 2. 令和3年度介護報酬改定の効果検証および調査研究に係る調査の進め方及び実施内容について

以下の5項目について調査を実施することが報告された。

- (1) 都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検討、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討に関する調査研究事業
- (2) 介護保険施設のリスクマネジメントに関する調査研究事業
- (3) 介護保険施設における医療及び介護サービスの提供実態等に関する調査研究事業
- (4) LIFEを活用した取組状況の把握および訪問系サービス・居宅介護支援事業所におけるLIFEの活用可能性の検証に関する調査研究事業
- (5) 介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業

### 3. 令和4年度介護事業経営概況調査の実施について

回収率、有効回答率向上のため、介護保険総合データベース活用、回答期限延伸などが報告された

委員からは、10月以降の処遇改善の財源を臨時の報酬改定実施で充てることに対し、大筋で了承したものの、再度賛否の意見が出された。

・処遇改善の重要性は理解しているが、介護報酬で対応していくということは、保険料負担増になる。必ずしも十分な議論が行われたとは思えない。適正化をはかるべき

・次期介護報酬改定は、今回の処遇改善で上がった分、下げるものではない。給付適正化は反対。

～その他の意見～

#### 【処遇改善】

・今回の改定で対象外になっているサービス種類も対象になるように今後、検討してほしい。

・実態として手当で支給するのは困難で、年度末に一括で支払っている事業所も存在する。

・介護従事者の実態に即した支払い方式にしてはどうか

#### 【調査研究】

・LIFEのフィードバックについて、利用者の状態を考慮しないと、重度者の多い事業者が悪く見える可能性があるため配慮をお願いしたい。

#### 【経営概況調査】

・建物の面積などは、増改築などがあった場合のみ記入するようにはどうか